政　令

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十三号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第五号を削る。

第二十七条中「、地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する事務のうち重要事項に係るもの」を「第一号及び第二号に掲げる事務を分掌し、並びに第三号に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

一　地球温暖化の防止に関する国際協力に関する事務のうち重要事項に係るもの

二　環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する事務のうち重要事項に係るもの

三　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。

第四十九条第一項の表東北地方環境事務所の項中「岩手県、宮城県」を「岩手県　宮城県」に改める。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三項を削る。

附則第四項の前の見出しを削り、同項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とし、同項の前に見出しとして「（環境再生・資源循環局参事官の設置期間の特例）」を付する。

附則第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

環境大臣　山口　壮

内閣総理大臣　岸田　文雄

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十四号

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」の下に「、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」を加え、第二号中「、国立大学法人東京海洋大学」を削り、「国立大学法人名古屋工業大学」の下に「、国立大学法人奈良国立大学機構」を加え、「、国立大学法人福島大学」を削り、「国立大学法人北海道教育大学」の下に「、国立大学法人北海道国立大学機構」を加え、「、国立大学法人琉球大学及び国立大学法人和歌山大学」を「及び国立大学法人琉球大学」に改め、第三号中「及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構」を「、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

環境大臣　山口　壮

内閣総理大臣　岸田　文雄

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十五号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の表一の項中「三万七千二百円」を「三万七千百円」に改め、同表二の項中「三万五千二百円」を「三万五千百円」に改める。

第二十四条中「六十八万四千円」を「六十七万円」に改める。

第三十四条第一号中「四十六円五十三銭」を「四十三円七十三銭」に改める。

別表第五の一の項中「二千六十九円四十八銭」を「千九百九十一円七十五銭」に改め、同表の二の項中「千三百九十九円九十四銭」を「千三百四十七円三十六銭」に改め、同表の三の項中「千二百七十八円二十一銭」を「千二百三十円二十銭」に改め、同表の四の項中「千二百十七円三十四銭」を「千百七十一円六十二銭」に改め、同表の五の項中「九百十三円一銭」を「八百七十八円七十二銭」に改める。